

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第95号

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則（令和2年太田市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第3項第8号中「勤務しなかった期間」の次に「と勤務時間規則別表第4第11項に規定する無給の休暇の承認を受けて勤務しなかった期間とを合算した期間」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。